

○金沢市公園条例施行規則

昭和39年4月1日  
規則第24号

第1条 金沢市公園条例（昭和39年条例第8号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定による使用料は、次の各号に掲げる場合において減免することができる。

- (1) 責任者に引率された児童、生徒又は幼児の団体が教育上の目的で利用するとき。
- (2) 公の団体が公益上の目的で利用するとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

（平11規則15・一部改正）

第2条 申請書、許可書その他の書類の様式は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 公園内行為申請書 様式第1号
- (2) 公園内許可行為変更申請書 様式第2号
- (3) 公園施設設置申請書 様式第3号
- (4) 公園施設管理申請書 様式第4号
- (5) 公園施設設置（管理）許可事項変更申請書 様式第5号
- (6) 公園占用申請書 様式第6号
- (7) 公園占用許可事項変更申請書 様式第7号
- (8) 金沢市民野球場使用申請書 様式第8号
- (8)の2 金沢スタジアム使用申請書 様式第8号の2
- (8)の2の2 スポーツ交流広場等使用申請書 様式第8号の2の2
- (8)の2の3 金沢プール使用申請書 様式第8号の2の3
- (8)の3 金沢市鳴和台市民体育会館使用申請書 様式第8号の3
- (8)の4 旧高峰家・旧検事正官舎使用申請書 様式第8号の4
- (8)の5 卯辰山公園健康交流センター千寿閣使用申請書 様式第8号の5
- (9) 公園内行為許可書 様式第9号
- (10) 公園内許可行為変更許可書 様式第10号
- (11) 公園施設設置許可書 様式第11号
- (12) 公園施設管理許可書 様式第12号
- (13) 公園施設設置（管理）許可事項変更許可書 様式第13号
- (14) 公園占用許可書 様式第14号
- (15) 公園占用許可事項変更許可書 様式第15号
- (16) 金沢市民野球場使用許可書 様式第16号
- (16)の2 金沢スタジアム使用許可書 様式第16号の2
- (16)の2の2 スポーツ交流広場等使用許可書 様式第16号の2の2
- (16)の2の3 金沢プール使用許可書 様式第16号の2の3
- (16)の3 金沢市鳴和台市民体育会館使用許可書 様式第16号の3
- (16)の3の2 旧高峰家・旧検事正官舎使用許可書 様式第16号の3の2
- (16)の3の3 卯辰山公園健康交流センター千寿閣使用許可書 様式第16号の3の3
- (16)の4及び(16)の5 削除
- (16)の6 健康温浴施設使用券 様式第16号の6
- (17) 工事完了届 様式第17号
- (18) 公園原状回復届 様式第18号

（昭54規則18・平2規則62・平3規則20・平11規則15・平13規則96・平16規則18・平16規則94・平27規則40・平28規則77・平30規則39・令5規則57・一部改正）

第3条 公園施設のうち、次の各号に掲げる施設を使用しようとする者（第3号に掲げる施設（屋内交流広場に限る。）並びに第4号及び第5号に掲げる施設にあっては当該施設を団体で使用しようとする者に、第6号に掲げる施設にあっては茶会、研修会その他これらに類する催し（第3項において「茶会等」という。）のために当該施設を使用しようとする者に、第7号に掲げる施設にあっては当該施設の研修室を独占して使用しようとする者に限る。同項及び次条第1項において「申請者」という。）は、当該各号に定める使用申請書により、市長に申請しなければならない。

## 金沢市公園条例施行規則

- (1) 金沢市民野球場（以下「野球場」という。） 金沢市民野球場使用申請書
  - (2) 金沢スタジアム 金沢スタジアム使用申請書
  - (3) スポーツ交流広場、ジュニアスポーツコート、屋内交流広場及び本田圭佑クライフコート（以下「スポーツ交流広場等」という。） スポーツ交流広場等使用申請書
  - (4) 金沢プール 金沢プール使用申請書
  - (5) 金沢市鳴和台市民体育会館（以下「体育会館」という。） 金沢市鳴和台市民体育会館使用申請書
  - (6) 旧高峰家・旧検事正官舎（以下「旧高峰家」という。） 旧高峰家・旧検事正官舎使用申請書
  - (7) 卯辰山公園健康交流センター千寿閣（以下「千寿閣」という。） 卯辰山公園健康交流センター千寿閣使用申請書
- 2 前項の使用申請書の受付期間は、次の各号に掲げる公園施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 野球場、金沢スタジアム、スポーツ交流広場等、金沢プール又は体育会館 当該施設を使用しようとする日の1か月前の日の属する月の初日から当該施設を使用しようとする日の前日まで（別表に定める施設にあっては、当該施設を使用しようとする日の2か月前の日の属する月の16日から当該施設を使用しようとする日の前日まで）
  - (2) 旧高峰家 当該施設を使用しようとする日の6か月前の日の属する月の初日から当該施設を使用しようとする日の1週間前の日まで
  - (3) 千寿閣 当該施設を使用しようとする日の3か月前の日の属する月の初日から当該施設を使用しようとする日まで
- 3 市長は、次の各号に掲げる公園施設の使用（スポーツ交流広場等（屋内交流広場に限る。）、金沢プール及び体育会館にあっては団体での使用に、旧高峰家にあっては茶会等での使用に、千寿閣にあっては当該施設の研修室を独占しての使用に限る。）を許可したときは、当該各号に定める使用許可書を申請者に交付する。
- (1) 野球場 金沢市民野球場使用許可書
  - (2) 金沢スタジアム 金沢スタジアム使用許可書
  - (3) スポーツ交流広場等 スポーツ交流広場等使用許可書
  - (4) 金沢プール 金沢プール使用許可書
  - (5) 体育会館 金沢市鳴和台市民体育会館使用許可書
  - (6) 旧高峰家 旧高峰家・旧検事正官舎使用許可書
  - (7) 千寿閣 卯辰山公園健康交流センター千寿閣使用許可書
- 4 金沢プール又は屋内交流広場を個人で使用しようとする者が使用に先立ち当該施設の利用料金を支払い、又は条例第11条の3第2項の規定により指定管理者が発行する利用券を提出したときは、これをもって、当該施設の使用の許可を受けたものとみなす。
- 5 体育会館を個人で使用しようとする者が使用に先立ち体育会館の利用料金を支払い、又は金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）の規定に基づき発行する金沢市体育施設利用券を提出したときは、これをもって、体育会館の使用の許可を受けたものとみなす。
- （平11規則15・全改、平13規則96・平16規則18・平16規則94・平17規則91・平27規則40・平27規則61・平28規則77・平30規則39・平30規則67・平31規則34・令5規則57・一部改正）
- 第4条 前条第1項の規定にかかわらず、申請者のうち、野球場、屋内交流広場又は体育会館（以下「野球場等」という。）を別表に定める使用区分に従い使用しようとする者は、市長が指定する情報通信を利用した野球場等の使用を予約するためのシステム（以下「予約システム」という。）を通じて野球場等の使用の許可の申請をすることができる。
- 2 前項の規定により、野球場等の使用の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。
- 3 前項の登録は、登録を受けようとする者の申請に基づき、登録簿に記載することにより行う。
- 4 第1項の規定による使用の許可の申請の受付は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。
- (1) 野球場等を使用しようとする日（以下「野球場等の使用日」という。）の2か月前の日の属する月の初日から当該月の7日まで 抽せん
  - (2) 野球場等の使用日の2か月前の日の属する月の16日から野球場等の使用日の2日前の日（野球場の会議室並びに体育会館の会議室の第1会議室、第2会議室及び第3会議室にあっては、野球場等の使用日の前日）

## 金沢市公園条例施行規則

まで 申請の順位

- 5 第1項の規定による使用の許可の申請をした者が使用に先立ち利用料金を支払ったときは、これをもって、野球場等の使用の許可を受けたものとみなす。

(平11規則15・追加、平13規則96・平17規則91・平19規則49・平27規則66・平30規則39・平31規則34・一部改正)

第5条 条例第10条第2項の規定に基づき千寿閣の使用料の減免を受けようとする者は、卯辰山公園健康交流センター千寿閣使用料減免申請書(様式第19号)により、市長に申請しなければならない。

(平7規則7・追加、平11規則15・平13規則96・平16規則18・平27規則40・平30規則39・一部改正)

第6条 市長は、野球場、金沢スタジアム、スポーツ交流広場等、金沢プール、体育会館、旧高峰家又は千寿閣における次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 風紀を乱し、又は乱すおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(平11規則15・追加、平13規則96・平16規則18・平27規則40・平28規則77・平30規則39・令5規則57・一部改正)

第6条の2 条例第12条の3第1項第1号の規則で定める場所は、金沢市役所前の掲示場とする。

2 条例第12条の3第2項に規定する書類は、保管工作物等一覧簿(様式第19号の2)とする。

3 条例第12条の3第2項の規則で定める場所は、金沢市役所とする。

(平16規則89・追加)

第6条の3 条例第12条の5の規則で定める方法は、競争入札によるものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)その他競争入札に付することが適当でないと認める工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 市長は、前項の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、次に掲げる事項を金沢市役所前の掲示場に掲示しなければならない。

- (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 一般競争入札の執行の日時及び場所
- (3) 契約条項の概要
- (4) その他市長が必要があると認める事項

3 市長は、第1項の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、できる限り3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に次に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。

- (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 指名競争入札の執行の日時及び場所
- (3) 契約条項の概要
- (4) その他市長が必要があると認める事項

4 市長は、第1項ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、できる限り2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(平16規則89・追加)

第6条の4 条例第12条の6の規則で定める様式は、様式第19号の3によるものとする。

(平16規則89・追加)

第7条 条例第16条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市公園等指定管理者指定申出書(様式第20号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第16条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第14条に規定する指定管理公園等の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(平15規則109・追加、平16規則73・平17規則62・平20規則83・令2規則41・一部改正)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平11規則15・追加、平15規則109・旧第7条繰下)

## 金沢市公園条例施行規則

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（昭和54年3月26日規則第18号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

### 附 則（平成2年7月21日規則第62号）

この規則は、平成2年8月31日から施行する。

### 附 則（平成3年3月27日規則第20号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日規則第36号、金沢市における申請書等からの押印の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則第7条による改正）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

### 附 則（平成7年3月28日規則第7号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

### 附 則（平成9年3月31日規則第30号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第8号及び様式第8号の2の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

### 附 則（平成11年3月29日規則第15号）

- 1 この規則は、平成11年5月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成11年3月31日規則第67号、金沢市における申請書等の押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第4条による改正）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

### 附 則（平成13年9月27日規則第96号）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年11月29日規則第89号、金沢市公園条例施行規則及び金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則の一部を改正する規則第1条による改正）

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

### 附 則（平成15年12月15日規則第109号）

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成16年3月25日規則第18号）

- 1 この規則は、平成16年4月9日から施行する。ただし、様式第8号、様式第8号の2及び様式第16号の改正規定は、同月1日から施行する。
- 2 様式第8号、様式第8号の2及び様式第16号の改正規定の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成16年9月21日規則第73号、金沢卯辰山工芸工房条例施行規則等の一部を改正する規則第16条による改正抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則（平成16年12月20日規則第89号）  
この規則は、平成16年12月21日から施行する。  
附 則（平成16年12月27日規則第92号、金沢市規則で定める様式における敬称の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第3条第7号による改正）
- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正後の書式による用紙に相当する用紙を使用してした申請その他の行為は、この規則による改正前の書式による用紙を使用してしたものとみなす。

## 金沢市公園条例施行規則

3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

4 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙で、市長が特に必要があると認めるものは、前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成16年12月27日規則第94号、金沢市狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則第8条による改正）

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙で、市長が特に必要があると認めるものは、前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第62号、金沢市公園条例施行規則等の一部を改正する規則第1条による改正）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年9月30日規則第91号、金沢市公園条例施行規則及び金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則の一部を改正する規則第1条による改正）

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

2 改正後の金沢市公園条例施行規則及び金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則の規定は、平成17年12月1日以後の金沢市鳴和台市民体育会館又は金沢市額谷ふれあい体育館の使用について適用し、同日前のこれらの施設の使用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日規則第49号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第8号及び様式第16号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成20年11月28日規則第83号、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則第1条第2号による改正）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第40号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第8号、様式第8号の2、様式第16号及び様式第16号の2の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成27年9月24日規則第61号）

1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第8号の2及び様式第16号の2の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成27年9月30日規則第66号、金沢市公園条例施行規則等の一部を改正する規則第1条による改正）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日規則第77号）

この規則は、金沢市公園条例の一部を改正する条例（平成28年条例第30号）の施行の日（平成29年4月9日）から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第39号、金沢市公園条例施行規則等の一部を改正する規則第1条による改正抄）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に存する次に掲げる様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(1) 第1条の規定による改正前の金沢市公園条例施行規則様式第8号、様式第8号の2、様式第16号、様式第16号の2、様式第16号の3及び様式第19号

附 則（平成30年12月26日規則第67号）

金沢市公園条例施行規則

この規則は、金沢市公園条例の一部を改正する条例（平成30年条例第33号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（平成31年4月7日）から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第34号）

この規則は、金沢市公園条例の一部を改正する条例（平成30年条例第33号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（平成31年4月7日）から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第41号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日規則第69号、金沢市規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第1条第15号、第8条による改正）

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年3月31日規則第39号、金沢市規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第1条第4号による改正）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年3月11日規則第33号、金沢市規則で定める様式における文書記号の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第1条第4号による改正）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月26日規則第57号）

- 1 この規則は、金沢市公園条例の一部を改正する条例（令和5年条例第23号）の施行の日（令和6年2月18日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第3条、第4条関係）

（平19規則49・全改、平31規則34・一部改正）

施設名		使用区分	
		専用面	1回の使用時間
野球場	会議室		3時間以内
屋内交流広場	多目的ゾーン	半面	3時間以内
体育会館	体育館	半面	3時間以内
	会議室	第1会議室	3時間以内
		第2会議室	
		第3会議室	

様式第1号(第2条関係)

公園内行為申請書	
(あて先)金沢市長	年 月 日
	住 所 氏 名
<p>金沢市公園条例第3条の規定により、下記のとおり公園内の行為の許可を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
公園の名称	
行為を行う場所 又は公園施設	
行為の目的	
行為の内容	
行為の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用面積	平方メートル
備 考	

注 申請者が法人のときは、住所については事務所の所在地、氏名についてはその名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第2号(第2条関係)

公園内許可行為変更申請書	
年 月 日	
(あて先)金沢市長	
住 所 氏 名	
金沢市公園条例第3条の規定により、下記のとおり公園内許可行為変更の許可を受けたいので申請します。	
記	
公園の名称	
許可行為の内容	
変更する事項	
変更する理由	
備 考	

注 申請者が法人のときは、住所については事務所の所在地、氏名についてはその名称及び代表者の氏名を記入すること。



様式第3号(第2条関係)

公園施設設置申請書					
(宛先)金沢市長	年 月 日				
住 所 氏 名					
都市公園法第5条第1項の規定により、下記のとおり公園施設の設置の許可を受けたいので申請します。					
記					
設置しようとする公園施設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">名称</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">場所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	名称		場所	
名称					
場所					
設置の目的					
設置の期間	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">年 月 日から</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> </table>		年 月 日から		年 月 日まで
	年 月 日から				
	年 月 日まで				
使用面積	平方メートル				
公園施設の構造					
公園施設の管理の方法					
工事施工の方法					
工事の着手及び完了の時期	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">年 月 日着手</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日完了</td> </tr> </table>		年 月 日着手		年 月 日完了
	年 月 日着手				
	年 月 日完了				
公園の原状回復の方法					
備 考					

- 注 1 設計書、仕様書及び図面を添付すること。
- 2 申請者が法人のときは、住所については事務所の所在地、氏名についてはその名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第4号(第2条関係)

公園施設管理申請書		
(宛先)金沢市長	年 月 日	
住所 氏名		
都市公園法第5条第1項の規定により、下記のとおり公園施設の管理の許可を受けたいので申請します。		
記		
管理しようとする公園施設	名称	
	場所	
管理の目的		
管理の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
管理の方法		
備考		

注 申請者が法人のときは、住所については事務所の所在地、氏名についてはその名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第5号(第2条関係)

公園施設設置(管理)許可事項変更申請書		
(宛先)金沢市長	年 月 日	
住 所 氏 名		
都市公園法第5条第1項の規定により、下記のとおり公園施設設置(管理)許可事項変更の許可を受けたいので申請します。		
記		
設置(管理)している公園施設	名称	
	場所	
すでに受けた許可事項の概要		
変 更 す る 事 項		
変 更 す る 理 由		
備 考		

- 注 1 設計書、仕様書及び図面を添付すること。  
 2 施設設置(管理)の許可書を添付すること。  
 3 申請者が法人のときは、住所については事務所の所在地、氏名についてはその名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第 6 号(第 2 条関係)

公園 占 用 申 請 書	
(宛先)金沢市長	年 月 日
住 所 氏 名	
都市公園法第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり公園占用の許可を受けたいので申請します。	
記	
占有する公園の名称	
設置する工作物その他の物件又は施設の構造	
占有の目的	
占有の期間	年 月 日から 年 月 日まで
占有の場所及び面積	平方メートル
占有物件の管理の方法	
工事施工の方法	
工事の着手及び完了の時期	年 月 日着手 年 月 日完了
公園の原状回復の方法	
備考	

- 注 1 設計書、仕様書及び図面を添付すること。
- 2 申請者が法人のときは、住所については事務所の所在地、氏名についてはその名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第7号(第2条関係)

公園占用許可事項変更申請書	
(宛先)金沢市長	年 月 日
住 所 氏 名	
<p>都市公園法第6条第3項の規定により、下記のとおり公園占用許可事項変更の許可を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
公園の名称	
すでに受けた許可の概要	
変更する事項	
変更する理由	
備 考	

- 注 1 設計書、仕様書及び図面を添付すること。  
 2 公園占用許可書を添付すること。  
 3 申請者が法人のときは、住所については事務所の所在地、氏名についてはその名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第8号(第2条、第3条関係)

金沢市民野球場使用申請書		年 月 日	
(宛先)金沢市長		(申請者) 住所 団体名 代表者名	
金沢市民野球場を使用したいので、次のとおり申請します。			
使用の日時	年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分		
使用目的			
入場料等徴収の有無	有 無	予定人員	人
使用区分	使用時間	貸出用品の種類	
野球場	時 分～ 時 分	特段の設備設置の有無 有 無	
室内練習場	時 分～ 時 分	主催者(申請者と異なる場合)	
会議室	時 分～ 時 分		
夜間照明設備	全灯	時 分～ 時 分	会場使用責任者 住所 氏名
	2/3灯	時 分～ 時 分	
	1/3灯	時 分～ 時 分	
スコアボード(得点判定表示のみ使用する場合を除く。)	時 分～ 時 分		
利用料金			受付印
許可年月日	年 月 日		
許可番号	第 号	取扱者印	
支払年月日	年 月 日		

(注) 太線内を記入してください。

様式第8号の2（第2条、第3条関係）

金沢スタジアム使用申請書				年 月 日	
(宛先) 金沢市長		(申請者) 住 所 団 体 名 代 表 者 名			
金沢スタジアムを使用したいので、次のとおり申請します。					
使用の日時	年 月 日( 曜日)			時 分～	時 分
入場料等 徴収の有無	有 無	予定人員		人	
使用区分	使用時間		額	使用目的	
フィールド及び スタン	時 分～	時 分			
フィールド スタンド	時 分～	時 分		貸出用品の種類	
第1会議室	時 分～	時 分		特別の設備設置の有無 有 無	
第2会議室	時 分～	時 分			
第3会議室	時 分～	時 分			
第4会議室	時 分～	時 分			
第5会議室	時 分～	時 分			
第6会議室	時 分～	時 分			
第7会議室	時 分～	時 分		主催者(申請者と異なる場合)	
第8会議室	時 分～	時 分		会場使用責任者 住所 氏名	
第9会議室	時 分～	時 分			
第10会議室	時 分～	時 分			
ウォームアップエリア1	時 分～	時 分			
ウォームアップエリア2	時 分～	時 分			
第1特別会議室	時 分～	時 分			
第2特別会議室	時 分～	時 分			
第3特別会議室	時 分～	時 分			
第4特別会議室	時 分～	時 分			
にぎわいスペース ( m <sup>2</sup> )	時 分～	時 分			
照明 設備	1500ルクス	時 分～	時 分		
	1000ルクス	時 分～	時 分		
	500ルクス	時 分～	時 分		
	200ルクス	時 分～	時 分		
大型映像装置	時 分～	時 分		※許可年月日	年 月 日
放送設備	時 分～	時 分		※許可番号	第 号
冷暖房	第1会議室	時 分～	時 分	※支払年月日	年 月 日
	第2会議室	時 分～	時 分	受付印	
	第3会議室	時 分～	時 分		
	第4会議室	時 分～	時 分		
	第5会議室	時 分～	時 分		
	第6会議室	時 分～	時 分		
	第7会議室	時 分～	時 分		
	第8会議室	時 分～	時 分		
	第9会議室	時 分～	時 分		
	第10会議室	時 分～	時 分		

第1特別会議室	時	分	～	時	分	
第2特別会議室	時	分	～	時	分	
第3特別会議室	時	分	～	時	分	
第4特別会議室	時	分	～	時	分	
利用料金				円	取扱者印	

(注) 太線内を記入してください。



様式第8号の2の2(第2条、第3条関係)

スポーツ交流広場等使用申請書				年 月 日
(宛先)金沢市長				(申請者)
				住 所
				団 体 名
				代表者名
スポーツ交流広場等を使用したいので、次のとおり申請します。				
使用する施設		使用範囲		
使用の日時	年 月 日	(曜日)	時 分	～ 時 分
使用目的		予定人員		
貸出用品の種類				
夜間照明設備	全 灯	時 分～ 時 分	主 催 者	(申請者と異なる場合)
	半 灯	時 分～ 時 分		
特段の設備設置の有無	有 無	会場使用責任者の住所・氏名		
利 用 料 金			受付印	
許 可 年 月 日		年 月 日		
許 可 番 号		第 号		
支 払 年 月 日		年 月 日		

(注) 太線内を記入してください。

様式第8号の2の3（第2条、第3条関係）

金沢プール使用申請書				年 月 日	
(宛先) 金沢市長			(申請者) 住所 団体名 代表者名		
金沢プールを使用したいので、次のとおり申請します。					
使用の日時		年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分			
入場料等 徴収の有無		有 無		予定人員 人	
使用区分		使用時間		額	
プ ー ル	50メートル プール	全 面	時 分～ 時 分	使用目的	
		コ ー ス	時 分～ 時 分		
	25メートル プール	全 面	時 分～ 時 分		
		コ ー ス	時 分～ 時 分		
	多目的プール	全 面	時 分～ 時 分		
		コ ー ス	時 分～ 時 分		
飛 び 込 み プ ー ル	25メートル サブプール	全 面	時 分～ 時 分	貸出用品の種類	
		コ ー ス	時 分～ 時 分		
飛び込みプール		全 面	時 分～ 時 分	特別の設備設置の有無  有 無	
飛び込みトレーニング室			時 分～ 時 分		
第 1 会 議 室			時 分～ 時 分		
第 2 会 議 室			時 分～ 時 分		
応 接 室			時 分～ 時 分		
第 1 役 員 室			時 分～ 時 分	主催者（申請者と異なる場合）	
第 2 役 員 室			時 分～ 時 分		
大型映像装置			時 分～ 時 分	会場使用責任者 住所 氏名	
放送設備			時 分～ 時 分		
移動式放送設備			時 分～ 時 分		
照 明 設 備	50メートルプール、 25メートルプール及び 多目的プール	2500ルクス	時 分～ 時 分	※ 許可 年月日	年 月 日
		1500ルクス	時 分～ 時 分		
		500ルクス	時 分～ 時 分		
	25メートル サブプール	500ルクス	時 分～ 時 分	※ 許可 番号	第 号
		2500ルクス	時 分～ 時 分		
		飛び込みプール	1500ルクス		
500ルクス	時 分～ 時 分				
冷 暖 房	第 1 会 議 室		時 分～ 時 分	受付印	
	第 2 会 議 室		時 分～ 時 分		
	応 接 室		時 分～ 時 分		
	第 1 役 員 室		時 分～ 時 分		
	第 2 役 員 室		時 分～ 時 分		
利 用 料 金			円		取扱者印

(注) 太線内を記入してください。

様式第8号の3(第2条、第3条関係)

金沢市鳴和台市民体育会館使用申請書

年 月 日

(あて先)金沢市長

申請者 住 所  
 団 体 名  
 代表者名

金沢市鳴和台市民体育会館を使用したいので、次のとおり申請します。

使用する場所	体育館 プール 会議室	〔使用範囲〕		
使用の日時	年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで			
使用の目的				
入場料等徴収の有無	有( )円 無	使用予定の人員	人	
主催者	特別の設備の設置		するしない	
会場使用者責任者	氏名	連絡先		
備考				

(注) 特別の設備を設置する場合は、その設備の概要書を添付してください。

様式第8号の4(第2条関係)

旧高峰家・旧検事正官舎使用申請書

年 月 日

(あて先)金沢市長

申請者 住 所  
 団体名  
 氏 名

旧高峰家・旧検事正官舎を使用したいので、次のとおり申請します。

行事の名称					
行事内容					
使用の日	年 月 日 ( 曜日)				
使用時間区分	午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	全日 (午前9時から 午後5時まで)	予定人員数	人
使用責任者				連絡先	
備考					

様式第8号の5(第2条関係)

卯辰山公園健康交流センター千寿閣使用申請書			
(あて先) 金沢市長		年 月 日	
		申請者 住所 団体名 氏名	
卯辰山公園健康交流センター千寿閣の研修室を使用したいので、次のとおり申請します。			
使用する場所			
使用の目的			
使用の日	年 月 日( 曜日)		
使用時間区分	午 前 〔 午前9時から 午後零時30分まで 〕	午 後 〔 午後1時から 午後4時30分まで 〕	全 日 〔 午前9時から 午後4時30分まで 〕
使用予定人数			
使用責任者			
連絡先			
備考			

様式第9号(第2条関係)

<p>公園内行為許可書 第 号</p> <p>住 所 氏 名</p> <p>年 月 日申請のあった公園内行為については、下記のとおり許可する。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金沢市長</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1	公園の名称
2	行為の位置
3	行為の目的
4	行為の内容
5	行為の期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
6	使用面積 平方メートル
7	使用料 円
許可条件	1 都市公園法及び金沢市公園条例を守ること。 2 使用に際しては、必ず許可書を携帯のうえ市の職員の指示に従うこと。 3 使用後は、市の職員の検査を受けること。

様式第10号(第2条関係)

<p>公園内許可行為変更許可書 第 号</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p> <p>年 月 日申請のあった公園内許可行為の変更については、下記のとおり許可する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金沢市長</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1 公園の名称	
2 変更した事項	
3 変更した理由	
4 行為の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
5 使用料	円
許可条件	都市公園法及び金沢市公園条例を守ること。

様式第11号(第2条関係)

<p>公園施設設置許可書 第 号</p>			
<p>住 所 氏 名</p>			
<p>年 月 日申請のあった公園施設の設置については、下記のとおり許可する。</p>			
<p>年 月 日</p>			
<p>金沢市長 記</p>			
1	設置する公園施設	名称 場所	
2	設置の目的		
3	設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4	使用面積	平方メートル	
5	公園施設の構造		
6	公園施設の管理の方法		
7	工事施工の方法		
8	工事の着手及び完了の時期	年 月 日から 年 月 日まで	
9	使用料	円	
許可条件	<p>1 都市公園法及び金沢市公園条例を守ること。 2 工事完了後は速やかに市の職員の検査を受けること。</p>		



様式第12号(第2条関係)

公園施設管理許可書 第 号						
住 所 氏 名						
年 月 日申請のあった公園施設の管理については、下記のとおり許可する。						
年 月 日						
金沢市長						
記						
1	管理する 公園施設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">場所</td> <td></td> </tr> </table>	名称		場所	
名称						
場所						
2	管理の目的					
3	管理の期間					
4	管理の方法					
5	使用料	円				
許可条件	都市公園法及び金沢市公園条例を守ること。					

様式第13号(第2条関係)

公園施設設置(管理)許可事項変更許可書 第 号  住 所 氏 名  年 月 日申請のあった公園施設設置(管理)許可事項の変更については、 下記のとおり許可する。 年 月 日  金沢市長 記		
設置(管理) 1 している公 園 施 設	名称  場所	
2 変 更 し た 事 項		
3 変 更 し た 理 由		
4 設 置(管理)の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
5 使 用 料		円
許 可 条 件	都市公園法及び金沢市公園条例を守ること。	

様式第14号(第2条関係)

<p>公園 占 用 許 可 書 第 号</p> <p>住 所 氏 名</p> <p>年 月 日申請のあった公園の占用については、下記のとおり許可する。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金沢市長 記</p>		
1	公園の名称	
2	工作物、その他の物件又は施設	
3	占用の目的	
4	占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
5	占用の場所及び面積	平方メートル
6	占 用 料	円
許 可 条 件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市公園法及び金沢市公園条例を守ること。</li> <li>2 使用料の納付を怠った場合は、許可を取り消す。</li> <li>3 工事完了後は、速やかに市の職員の検査を受けること。</li> <li>4 公園管理その他公共福祉のため必要があるときは、許可を取り消し、又は占用物件の改築、移転及び除却を命ずることがある。ただし、これによって生ずる費用及び損害は、補償しない。</li> <li>5 占用期間が満了した場合又は占用を取り消された場合は速やかに原状に回復しなければならない。</li> <li>6 公園占用に際して公園施設(樹木、さく、その他構造物)を使用してはならない。</li> </ol>	

様式第15号(第2条関係)

公園占用許可事項変更許可書 第 号 住 所 氏 名 年 月 日申請のあった公園占用許可事項の変更については、下記のとおり許可する。 年 月 日 金沢市長 記	
1 公園の名称	
2 変更する事項	
3 変更する理由	
4 占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 占 用 料	円
許可条件	都市公園法及び金沢市公園条例を守ること。

様式第16号(第2条、第3条関係)

金沢市民野球場使用許可書		許可番号第      号 年    月    日	
(申請者) 住 所 団 体 名 代表者名	様	金沢市長	
年    月    日付けで申請のあった金沢市民野球場の使用について、次のとおり許可します。			
使用の日時	年 月 日 ( 曜日 ) 時 分～ 時 分		
使用目的			
利用料金	円		
使用区分	使用時間	貸出用品の種類	
野 球 場	時 分～ 時 分		
室内練習場	時 分～ 時 分	特段の設備設置の許可	
会 議 室	時 分～ 時 分		
夜 間 照 明 設 備	全 灯		時 分～ 時 分
	2 / 3 灯		時 分～ 時 分
	1 / 3 灯	時 分～ 時 分	
スコアボード(得点判定表示のみ使用する場合を除く。)	時 分～ 時 分		
許可の条件 1 利用料金は、年 月 日までに支払うこと。 2 使用の当日は、必ずこの許可書及び利用料金の領収証書を係員に提示すること。 3 金沢市公園条例の規定を遵守し、係員の指示に従うこと。 4 使用後は、係員の検査を受けること。 5 その他			

様式第16号の2（第2条、第3条関係）

金沢スタジアム使用許可書				
(申請者) 住所 団体名 代表者名		許可番号 第 号 年 月 日		
		様  金沢市長		
年 月 日付けで申請のあった金沢スタジアムの使用について、次のとおり許可します。				
使用の日時	年 月 日(曜日)	時 分	時 分	
利用料金	円	使用目的		
使用区分	使用時間			
フィールド及びスタンドン	時 分	時 分		
フィールド	時 分	時 分		
スタンドン	時 分	時 分		
第1会議室	時 分	時 分		
第2会議室	時 分	時 分	貸出用品の種類	
第3会議室	時 分	時 分		
第4会議室	時 分	時 分		
第5会議室	時 分	時 分		
第6会議室	時 分	時 分		
第7会議室	時 分	時 分	特別の設備設置の有無	
第8会議室	時 分	時 分		
第9会議室	時 分	時 分		
第10会議室	時 分	時 分		
ウォームアップエリア1	時 分	時 分	許可の条件	
ウォームアップエリア2	時 分	時 分		
第1特別会議室	時 分	時 分		
第2特別会議室	時 分	時 分		
第3特別会議室	時 分	時 分		
第4特別会議室	時 分	時 分		
にぎわいスペース (㎡)	時 分	時 分		
照明設備	1500ルクス	時 分		時 分
	1000ルクス	時 分		時 分
	500ルクス	時 分		時 分
	200ルクス	時 分		時 分
大型映像装置	時 分	時 分		
放送設備	時 分	時 分		
冷暖房	第1会議室	時 分		時 分
	第2会議室	時 分		時 分
	第3会議室	時 分	時 分	
	第4会議室	時 分	時 分	
	第5会議室	時 分	時 分	
	第6会議室	時 分	時 分	
	第7会議室	時 分	時 分	
	第8会議室	時 分	時 分	

第 9 会 議 室	時	分	～	時	分
第 1 0 会 議 室	時	分	～	時	分
第 1 特 別 会 議 室	時	分	～	時	分
第 2 特 別 会 議 室	時	分	～	時	分
第 3 特 別 会 議 室	時	分	～	時	分
第 4 特 別 会 議 室	時	分	～	時	分

様式第16号の2の2(第2条、第3条関係)

スポーツ交流広場等使用許可書		許可番号第      号 年    月    日
(申請者) 住    所 団 体 名 代表者名	様  金沢市長	
年    月    日付けで申請のあったスポーツ交流広場等の使用について、次のとおり許可します。		
使用する施設		使 用 範 囲
使用の日時	年    月    日(    曜日)	時   分～ 時   分
使用目的		
利用料金	円	
貸出用品の種類		
夜間照明設備	全 灯	時   分～ 時   分
	半 灯	時   分～ 時   分
特 段 の 設 備 設 置 の 許 可		
許可の条件 1 利用料金は、年    月    日までに支払うこと。 2 使用の当日は、必ずこの許可書及び利用料金の領収証書を係員に提示すること。 3 金沢市公園条例の規定を遵守し、係員の指示に従うこと。 4 使用後は、係員の検査を受けること。 5 その他		



様式第16号の2の3（第2条、第3条関係）

金沢プール使用許可書			
(申請者) 住所 団体名 代表者名		許可番号 第 号 年 月 日	
		金沢市長	
年 月 日付けで申請のあった金沢プールの使用について、次のとおり許可します。			
使用の日時		年 月 日 (曜日) 時 分～時 分	
利用料金		円	
使用区分		使用時間	
プ ー ル	50メートルプール	全 面	時 分～時 分
		コ ー ス	時 分～時 分
	25メートルプール	全 面	時 分～時 分
		コ ー ス	時 分～時 分
	多目的プール	全 面	時 分～時 分
	25メートルサブプール	全 面	時 分～時 分
コ ー ス		時 分～時 分	
飛び込みプール	全 面	時 分～時 分	
飛び込みトレーニング室		時 分～時 分	
第 1 会 議 室		時 分～時 分	
第 2 会 議 室		時 分～時 分	
応 接 室		時 分～時 分	
第 1 役 員 室		時 分～時 分	
第 2 役 員 室		時 分～時 分	
大 型 映 像 装 置		時 分～時 分	
放 送 設 備		時 分～時 分	
移 動 式 放 送 設 備		時 分～時 分	
照 明 設 備	50メートルプール、25メートルプール及び多目的プール	2500ルクス	時 分～時 分
		1500ルクス	時 分～時 分
		500ルクス	時 分～時 分
	25メートルサブプール	500ルクス	時 分～時 分
	飛び込みプール	2500ルクス	時 分～時 分
		1500ルクス	時 分～時 分
500ルクス		時 分～時 分	
第 1 会 議 室		時 分～時 分	
第 2 会 議 室		時 分～時 分	
応 接 室		時 分～時 分	
第 1 役 員 室		時 分～時 分	
第 2 役 員 室		時 分～時 分	

様式第16号の3(第2条、第3条関係)

金沢市鳴和台市民体育会館使用許可書

許可番号第 号  
年 月 日

住 所  
団 体 名  
代表者名 様

金沢市長

年 月 日付で申請のあった金沢市鳴和台市民体育会館の使用について、次のとおり許可します。

使用する場所	体育館 プール 会議室	[使用範囲]
使用の日時	年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで	
使用の目的		
利用料金	円	
許可の条件		

様式第 16 号の 3 の 2(第 2 条関係)

旧高峰家・旧検事正官舎使用許可書

許可番号第 号  
年 月 日

住 所  
団体名  
氏 名

様

金沢市長

年 月 日付けで申請のあった旧高峰家・旧検事正官舎の使用について、次のとおり許可します。

行事の名称					
行事内容					
使用の日	年 月 日 ( 曜日)				
使用時間区分	午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	全日 (午前9時から 午後5時まで)	予定人員数	人
使用責任者				連絡先	
許可の条件					

様式第16号の3の3(第2条関係)

卯辰山公園健康交流センター千寿閣使用許可書			
住所 団体名 氏名			許可番号第 号
			年 月 日
	様	金沢市長	
年 月 日付で申請のあった卯辰山公園健康交流センター千寿閣の研修室の使用について、次のとおり許可します。			
使用する場所			
使用の目的			
使用の日	年 月 日( 曜日)		
使用時間区分	午前 〔午前9時から 午後零時30分まで〕	午後 〔午後1時から 午後4時30分まで〕	全日 〔午前9時から 午後4時30分まで〕
使用予定人数			
使用責任者			
連絡先			
許可の条件			

様式第16号の6(第2条関係)

健康温浴施設使用券		
番号	月	日
(区分)		
		
円		
卯辰山公園健康交流センター千寿閣		

備考 (区分)には、使用者の区分を記載すること。

様式第 17 号(第 2 条関係)

工 事 完 了 届	
年 月 日	
(宛先)金沢市長	
住 所	
氏 名	
金沢市公園条例第 13 条の規定により、下記のとおり工事を完了したので届け出ます。	
記	
公 園 の 名 称	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
工事を行った公園施設 又は占用物件	
工事を完了した年月日	年 月 日
備 考	

注 申請者が法人のときは、住所については事務所の所在地、氏名についてはその名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第 18 号(第 2 条関係)

<p>公 園 原 状 回 復 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)金沢市長</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>金沢市公園条例第 13 条の規定により、下記のとおり公園を原状に回復したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
公 園 の 名 称	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
原状に回復した公園施設又は占用物件	
原状に回復した年月日	年 月 日
備 考	

注 申請者が法人のときは、住所については事務所の所在地、氏名についてはその名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第 19 号(第 5 条関係)

<p>卯辰山公園健康交流センター千寿閣使用料減免申請書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>(宛先)金沢市長</p>	
<p>申請者 住 所           団体名           氏 名</p>	
<p>の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請 します。</p>	
<p>使用 する 施 設</p>	
<p>使 用 の 日 時</p>	
<p>使 用 の 目 的</p>	
<p>減 免 申 請 の 理 由</p>	



様式第19号の2(第6条の2関係)

保 管 工 作 物 等 一 覧 簿								
整理 番号	保管した工作物等			保管した工作 物等が放置さ れていた場所	除却した日時	保 管 を 始めた日時	保管の場所	備 考
	名称又は 種 類	形状	数量					

様式第19号の3(第6条の4関係)

受 領 書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

返還を受けた者 住 所  
氏 名  
(署名又は記名押印)

次のとおり工作物等(現金)の返還を受けました。

返 還 を 受 け た 日 時		
返 還 を 受 け た 場 所		
返 還 を 受 け た 工 作 物 等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	形 状	
	数 量	
(返還を受けた金額)		

様式第20号(第7条関係)

金沢市公園等指定管理者指定申出書

年 月 日

(宛先)金沢市長

申出者 所在地  
団体名  
代表者氏名

次の指定管理公園等の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

指定を受けようとする指定管理公園等の名称

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 指定管理公園等の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

金沢市公園条例施行規則

様式第1号(第2条関係)

(昭54規則18・平5規則36・平11規則15・平16規則92・平16規則94・一部改正)

様式第2号(第2条関係)

(平5規則36・平11規則15・平16規則92・平16規則94・一部改正)

様式第3号(第2条関係)

(平11規則15・平16規則89・平16規則92・平16規則94・令2規則69・一部改正)

様式第4号(第2条関係)

(平11規則15・平16規則89・平16規則92・平16規則94・令2規則69・一部改正)

様式第5号(第2条関係)

(平11規則15・平16規則89・平16規則92・平16規則94・令2規則69・一部改正)

様式第6号(第2条関係)

(平11規則15・平16規則92・平16規則94・令2規則69・一部改正)

様式第7号(第2条関係)

(平11規則15・平16規則92・平16規則94・令2規則69・一部改正)

様式第8号(第2条、第3条関係)

(平16規則18・全改、平16規則92・平16規則94・平19規則49・平27規則40・平30規則39・一部改正)

様式第8号の2(第2条、第3条関係)

(令5規則57・追加)

様式第8号の2の2(第2条、第3条関係)

(平3規則20・追加、平5規則36・平9規則30・平16規則18・平16規則92・平16規則94・平27規則40・平27規則61・平30規則39・一部改正、令5規則57・旧様式第8号の2繰下・一部改正)

様式第8号の2の3(第2条、第3条関係)

(平28規則77・追加、令5規則57・旧様式第8号の2の2繰下)

様式第8号の3(第2条、第3条関係)

(平11規則15・追加、平16規則92・平16規則94・一部改正)

様式第8号の4(第2条関係)

(平13規則96・追加、平16規則92・平16規則94・一部改正)

様式第8号の5(第2条関係)

(平16規則18・追加、平16規則92・平16規則94・一部改正)

様式第9号(第2条関係)

(令3規則39・令4規則33・一部改正)

様式第10号(第2条関係)

(令3規則39・令4規則33・一部改正)

様式第11号(第2条関係)

(令3規則39・令4規則33・一部改正)

様式第12号(第2条関係)

(令3規則39・令4規則33・一部改正)

様式第13号(第2条関係)

(令3規則39・令4規則33・一部改正)

様式第14号(第2条関係)

(令3規則39・令4規則33・一部改正)

様式第15号(第2条関係)

(令3規則39・令4規則33・一部改正)

様式第16号(第2条、第3条関係)

(平2規則62・全改、平16規則18・平19規則49・平27規則40・平30規則39・令3規則39・一部改正)

様式第16号の2(第2条、第3条関係)

(令5規則57・追加)

様式第16号の2の2(第2条、第3条関係)

(平3規則20・追加、平27規則40・平27規則61・平30規則39・令3規則39・一部改正、令5規則57・旧様式第16号の2繰下・一部改正)

金沢市公園条例施行規則

様式第16号の2の3（第2条、第3条関係）

（平28規則77・追加、令3規則39・一部改正、令5規則57・旧様式第16号の2の2繰下）

様式第16号の3（第2条、第3条関係）

（平11規則15・追加、平30規則39・令3規則39・一部改正）

様式第16号の3の2（第2条関係）

（平13規則96・追加、令3規則39・一部改正）

様式第16号の3の3（第2条関係）

（平16規則18・追加、令3規則39・一部改正）

様式第16号の4及び様式第16号の5 削除

（平30規則39）

様式第16号の6（第2条関係）

（平16規則18・追加）

様式第17号（第2条関係）

（昭54規則18・追加、平11規則15・平16規則92・令2規則69・令4規則33・一部改正）

様式第18号（第2条関係）

（昭54規則18・追加、平11規則15・平16規則92・令2規則69・令4規則33・一部改正）

様式第19号（第5条関係）

（平7規則7・追加、平11規則15・平11規則67・平13規則96・平16規則18・平16規則92・平27規則40・平30規則39・令2規則69・一部改正）

様式第19号の2（第6条の2関係）

（平16規則89・追加）

様式第19号の3（第6条の4関係）

（平16規則89・追加、令2規則69・一部改正）

様式第20号（第7条関係）

（平15規則109・追加、平16規則92・平17規則62・平20規則83・令2規則41・令2規則69・一部改正）